令和４年度

財政援助団体監査及び随時監査（政務活動費）報告書

渋谷区監査委員

㊨

４渋監発第４７号
令和５年２月１５日

渋谷区議会議長
殿
渋　谷　区　長

渋谷区監査委員　國　貞　美　和

渋谷区監査委員　吉　井　敏　昭

令和４年度財政援助団体監査及び随時監査（政務活動費）の結果に関する報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定に基づき、令和４年度財政援助団体監査及び随時監査（政務活動費）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

１　監査の目的

財政援助団体監査は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第７項の規定により、公金の適正な支出を担保することを目的として、渋谷区議会各会派の政務活動費の支出が、渋谷区政務活動費の交付に関する条例（平成１３年条例第２５号。以下「条例」という。)、渋谷区政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成１３年規則第１６号。以下「規則」という。)、渋谷区政務活動費の手引きー政務活動費の使途に関する運用指針ー（平成３１年４月１日改訂版。以下「運用指針」という。）に規定された手続、使途基準にのっとって、適正に執行されているか監査する。

あわせて、法第１９９条第１項及び第５項の規定により、随時監査として、所管部に対して、政務活動費交付に関する事務手続が適正に行われているか、渋谷区議会各会派に対する政務活動費の執行に係る補助的役割が十分に果たされているか等についても監査する。

２　監査の対象

（１）法第１９９条第７項の規定により渋谷区議会各会派

（２）法第１９９条第１項及び第５項の規定により所管部

３　監査実施団体

	渋　谷　区　議　会　各　会　派	所　管　部
1	渋谷区議会自由民主党議員団	総務部 区議会事務局
2	シブヤを笑顔にする会	
3	渋谷区議会公明党	
4	日本共産党渋谷区議会議員団	
5	立憲民主党渋谷	
6	れいわ渋谷	
7	教育・健康政策の会	
8	須田　賢	

４　監査の期間

令和４年８月２６日（金）から令和５年２月９日（木）まで

５　監査対象範囲

（１）財政援助団体監査

令和３年度に渋谷区議会各会派に交付された政務活動費に係る事務。ただし、必要があると認めたときは、他の年度に及ぶものとした。

（２）随時監査

令和３年度に渋谷区議会各会派に交付された政務活動費について、交付申請の受理から交付決定、精算に至るまでの事務。ただし、必要があると認めたときは、他の年度に及ぶものとした。

６　監査の方法

監査資料に基づき、事務処理が適正に行われているか確認を行うとともに、必要に応じて説明聴取を行った。

７　監査の着眼点

政務活動費の執行状況について、次の着眼点により監査した。

（１）渋谷区議会各会派

ア　政務活動費交付決定通知書、収支報告書等は符合するか。

イ　会派届の提出及び政務活動費の請求、受領は適時に行われているか。

ウ　政務活動費の対象とならないものに流用されていないか。

エ　政務活動費に係る各会派の経理責任者の選任並びに同責任者による会計帳簿の調製及び関係書類の保存は適正に行われているか。

オ　政務活動費の交付額に残余がある場合、返還金の返還時期等は適切か。

カ　備品台帳の整備等、購入物品の管理は適正に行われているか。

キ　按分やポイントの取扱いなどが、会派内で統一されているか。

（２）所管部

ア　政務活動費の交付決定は法令等に適合しているか。

イ　運用指針等は適切に整備されているか。

ウ　政務活動費の交付方法、時期、決裁権者等の手続は適正か。

エ　収支報告書と領収書等証拠書類との照合は適切に行われているか。

オ　政務活動費の適正な執行を確保するため、必要に応じて調査を行っているか。

カ　使途基準に従わない支出があると認められた場合は、会派へ当該政務活動費の返還を求めているか。

８　監査委員の除斥

本件監査については、議員選出の佐藤真理監査委員は、法第１９９条の２の規定する監査執行上の除斥に該当するため、関与していない。

９　政務活動費の執行状況（令和３年度）

単位：円

会 派 名	交付決定額	支出合計
渋谷区議会自由民主党議員団	21,600,000	21,600,000
シブヤを笑顔にする会	19,200,000	18,333,909
渋谷区議会公明党	12,000,000	5,602,091
日本共産党渋谷区議会議員団	9,600,000	9,401,503
立憲民主党渋谷	7,800,000	7,800,000
れいわ渋谷	4,800,000	4,574,911
教育・健康政策の会	2,400,000	2,042,800
須田　賢	2,400,000	2,395,315
合　　計	79,800,000	71,750,529

令和 4 年 5 月 31 日現在

１０　各会派の執行状況（令和３年度）

（１）渋谷区議会自由民主党議員団

ア　会派の構成

「渋谷区議会自由民主党議員団」は、９人の議員で構成されていた。

（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

２１，６００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	459,932
研　修　費	152,600
会　議　費	0
資料作成費	120,722
資料購入費	205,215
広　報　費	19,142,370
事　務　費	1,519,161
人　件　費	0
合　　計	21,600,000

令和４年５月 31 日現在

（２）シブヤを笑顔にする会

ア　会派の構成

「シブヤを笑顔にする会」は、８人の議員で構成されていた。（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

１９，２００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	87,850
研　修　費	204,857
会　議　費	59,797
資料作成費	336,426
資料購入費	361,582
広　報　費	13,663,706
事　務　費	872,213
人　件　費	2,747,478
合　　計	18,333,909

令和４年５月 31 日現在

（３）渋谷区議会公明党

ア　会派の構成

「渋谷区議会公明党」は、５人の議員で構成されていた。（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

１２，０００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	73,225
研　修　費	56,200
会　議　費	0
資料作成費	339,073
資料購入費	239,294
広　報　費	4,159,394
事　務　費	734,905
人　件　費	0
合　　計	5,602,091

令和４年５月 31 日現在

（４）日本共産党渋谷区議会議員団

ア　会派の構成

「日本共産党渋谷区議会議員団」は、４人の議員で構成されていた。

（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

９，６００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	1,333,373
研　修　費	36,220
会　議　費	40,300
資料作成費	260,853
資料購入費	245,192
広　報　費	5,074,509
事　務　費	1,257,590
人　件　費	1,153,466
合　　計	9,401,503

令和４年５月 31 日現在

（５）立憲民主党渋谷

ア　会派の構成

「立憲民主党渋谷」は、３人の議員で構成されていた。（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

７，８００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	38,174
研　修　費	58,692
会　議　費	0
資料作成費	263,762
資料購入費	139,410
広　報　費	6,029,204
事　務　費	342,791
人　件　費	927,967
合　　計	7,800,000

令和４年５月 31 日現在

（６）れいわ渋谷

ア　会派の構成

「れいわ渋谷」は、２人の議員で構成されていた。（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

４，８００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	1,514,716
研　修　費	48,960
会　議　費	0
資料作成費	43,550
資料購入費	111,730
広　報　費	1,533,676
事　務　費	1,322,279
人　件　費	0
合　　計	4,574,911

令和４年５月 31 日現在

（７）教育・健康政策の会

ア　会派の構成

「教育・健康政策の会」は、１人の議員で構成されていた。（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

２，４００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	5,740
研　修　費	63,990
会　議　費	0
資料作成費	0
資料購入費	69,655
広　報　費	916,029
事　務　費	987,386
人　件　費	0
合　　計	2,042,800

令和４年５月 31 日現在

（８）須田　賢

ア　会派の構成

「須田　賢」は、１人の議員で構成されていた。（令和４年３月３１日現在）

イ　令和３年度政務活動費交付決定額

２，４００，０００円

ウ　政務活動費執行状況

単位：円

項　　目	金　　額
調査研究費	17,024
研　修　費	0
会　議　費	0
資料作成費	0
資料購入費	15,840
広　報　費	1,733,881
事　務　費	38,570
人　件　費	590,000
合　　計	2,395,315

令和４年５月 31 日現在

１１　監査の結果

（１）クレジットカードによる支払いについて

クレジットカードを利用した場合に添付する証拠書類について、運用指針では、カード利用明細、販売元が発行する納品書又は売上伝票及び決済完了を証する預金通帳の写しを添付する、として３点の添付を定めている。しかしながら、クレジットカードを利用した支払いについて証拠書類を確認したところ、カード利用明細及び決済完了を証する預金通帳の写しを添付していない事例が見受けられた。

所管部である区議会事務局からは、クレジットカードを利用した際に領収書と記載された書面が発行されることも多く、これを領収書とみなしているとの説明があった。また、政府によるキャッシュレス決済の推進を背景に、政務活動費におけるクレジットカードの利用も年々増加していることから、政務活動費の支出にあたっては、適正な取扱いをしつつ、社会・経済活動の動向を注視し、現状に即した運用指針の見直しを区議会へ向け提案していくことを考えている、とのことであった。

運用指針の規定と実際の運用に相違がある状態は改善されるべきと考える。政務活動費の適正な執行及び透明性の確保に留意しつつ、運用指針を見直す等の改善を図られたい。

（２）会計帳簿について

会派が保存する会計帳簿を確認したところ、記載漏れ、記載誤り、項目別での調整漏れ等一部調整が不十分と思われる事例が見受けられた。条例第１１条第２項では、経理責任者は、会計帳簿を調製し、その収支について内訳を明確にすると定めている。会計帳簿の調整がより適正に行われるよう努められたい。

（３）領収書について

領収書について、運用指針では「領収書のチェック項目」として、

- 領収年月日が全て記入されているか。
- 宛名は、会派名又は議員の個人名（フルネーム）の記載があるか。

・　ただし書は、領収金の内容や金額（単価、数量等）が記載されているか。

・　印紙税法に定められている収入印紙の貼付及び消印があるか。

・　領収書発行者の社印又は私印があるか。

としている。

収支報告書に添付された領収書を確認したところ、宛名が名字のみのものや領収書発行者の押印がないものが見受けられた。いずれも領収書発行者の記載漏れや押印漏れであるが、領収書を受領する際には「領収書のチェック項目」に基づいて十分に確認を行われたい。

（４）その他

ポイント分の控除漏れ等、事務処理上の過誤が見受けられた。これらについては速やかに訂正が行われたところであるが、再発防止に努められたい。

１２　総括意見

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、公金を原資として交付され、その使途については会派や議員の自発的な意思に基づき行われている。一方、不適切な支出等が報道されている昨今の状況を反映し、政務活動費に向けられた住民の関心は高まっている。

今回の監査において、運用指針の規定と実際の運用に相違がある事例が見受けられた。条例第２条第１項では、「議長は、この条例に定める政務活動費が適正に執行され、議員の調査研究その他の活動の実態に即したものとなるよう、常にこの制度を見直し、改善に努めなければならない。」と定めている。この条例の趣旨に照らし、多様化する支払方法に即した運用指針の見直しが求められているのではないかと考える。

区議会においては、引き続き適正な執行がなされ、住民への説明責任を果たし得る透明性が確保されるよう、適宜、制度の見直し及び改善を図られたい。また、区議会事務局においては、適正な執行のために、補助機関としての役割を十分に果たすよう努められたい。